

南部箕蚊屋広域連合会計管理者の職務代理者を定める規則

平成11年 7 月19日 規則第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第170条第 3 項の規定による会計管理者の職務を代理する職員は、事務局長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 5 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。